

# 「復興支援員」制度について

## 制度の概要

- 目的：被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る
- 実施主体：被災地方公共団体 ※東日本大震災特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村（9県・227市町村）
- 設置根拠等：被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
- 期間：概ね1年以上最長5年
- 総務省の支援

①復興支援員を設置する地方公共団体に対し震災復興特別交付税による財政措置（2011年度～）

⇒ 支援員1人につき、報酬等（地域の実情に応じて地方公共団体が定める額）※+活動費（必要額）を措置

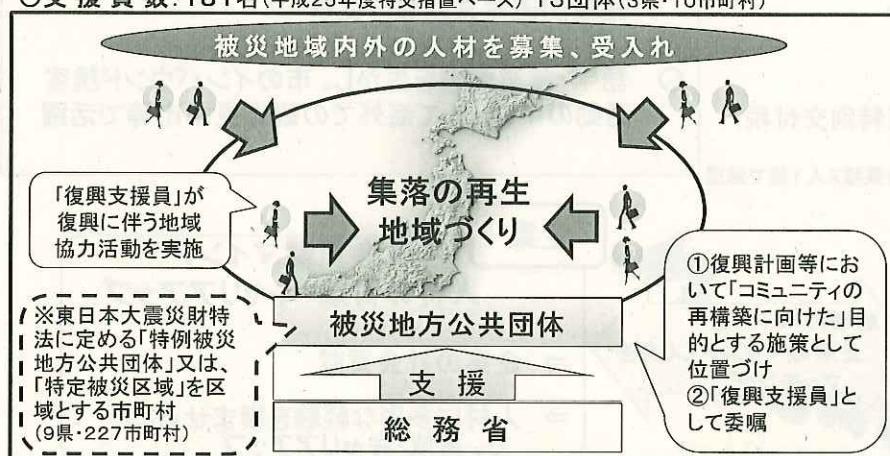
※参考：地域おこし協力隊の報酬等 2,000千円を上限に特別交付税措置

②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、

募集や研修、マネジメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート

○支援員数：181名（平成25年度特交措置ベース）13団体（3県・10市町村）

支援員の募集・選考、事前説明、給与の支払い、活動後のサポート等の事務をNPO団体等に委託する場合の委託費も特別交付税措置の対象となります。



(参考)総務省通知(2012年1月6日付け)

## 復興に伴う地域協力活動の例

○被災者の生活支援、見守り・ケア等

- ・話し合いの場づくり
- ・仮設住宅等に居住する住民の巡回、話し相手等
- ・複数の仮設住宅等に分かれて居住する被災者コミュニティの連絡調整

○地域おこし活動の支援

- ・イベント等の企画・運営支援
- ・ネットワークづくりの支援
- ・地域行事、伝統芸能コミュニティの活動再開及び活動の応援等
- ・都市との交流事業実施応援等
- ・地域ブランドづくりやプロモーションの支援、地場産品の販売等

○集落のビジョン策定

※具体的な内容については、各被災地方公共団体が委嘱において地域の実情に応じ定める

20

## 復興支援員～取組事例～

### 宮城県（県事業）

#### ■概要

被災地の実情に応じた住民主体の地域活動の推進を支援するために、復興支援に意欲的に取り組む人材を地域内外から公募し、「復興応援隊」を結成。住民主体の復興活動による地域創生を目指す。

※ 県が市町村と連携して設置（民間事業者等に委託）。平成25年度は仙台市、石巻市、東松島市、南三陸町、女川町に設置。

#### ■活動内容

住民全体のまちづくり、産業振興や観光振興、伝統文化行事の再開、子ども・子育て支援、福祉のまちづくり等、地域の事情やニーズに応じて必要なプロジェクトを設定。



#### 【例】南三陸町での活動予定

##### 「住民参加による観光のまちづくり」

- ・語り部ツアー
- ・被災地視察受入
- ・商店街活性化イベント
- ・地域振興イベント
- ・まちの歴史と震災の記録整備

##### 観光のまち再生



福井市（宮城県南三陸町）

### 宮城県気仙沼市（市事業）

#### ■概要

意欲ある若い世代が、交流・議論するための機会をつくり、具体的な実践活動のサポートを通じてまちづくりの担い手の育成と、担い手としての意識の醸成と参画機会の創出を図る。

#### ■活動内容

##### ①若い世代の企画支援プロジェクト

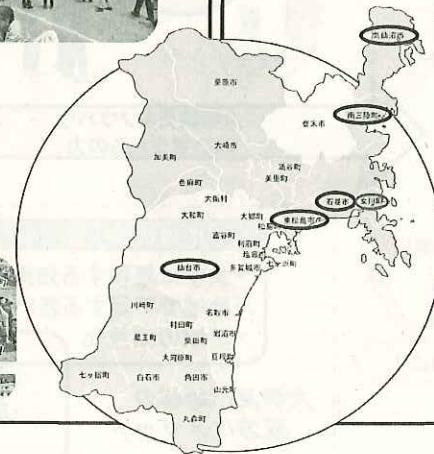
- ・地域の若者にまちづくり企画を考えもらうため、勉強会を開催したり、アイデアを出し合う場として、「まちづくり懇親会」を開催した。



まち歩き活動の様子

##### ②地域の魅力再発見プロジェクト

- ・地元住民と、県外出身者が一緒にまちを歩き、地域の魅力を再発見していくことで、これからまちづくりを考える一助としてもらうため「まち歩き活動」を開催。



##### ③地域コミュニティに関する勉強会

- ・地域の若者が、「地域に対する想い」を学ぶことを目的として、気仙沼で活躍されている講師に講話していただいた。また、地域に対する想いを互いに共有することで若者が地域づくりに関わるきっかけづくりを創出した。



地域コミュニティに関する勉強会の様子

21

## 地域おこし企業人交流プログラム 企業人による社会貢献と地域ニーズの架け橋

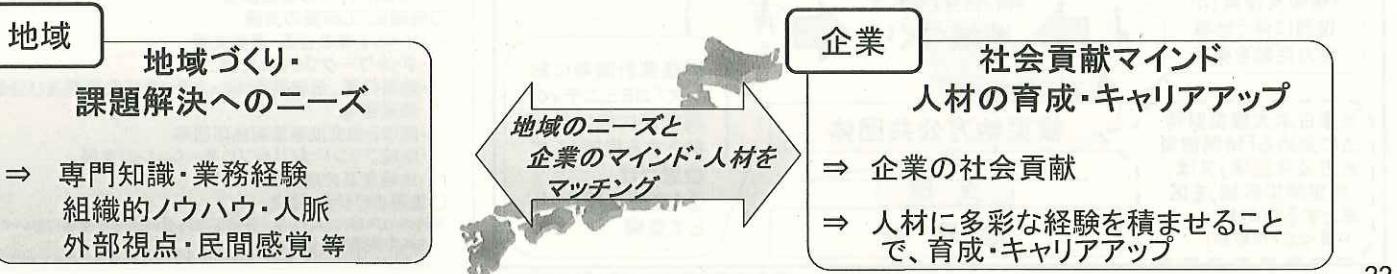
三大都市圏内に本社機能がある民間企業に勤務する人材が、1~3年程度の期間、地方において地域づくり活動、地域の課題解決への取組等に従事し、魅力ある地域づくりを行うことで、地域の元気を創造するとともに、派遣元企業の社会貢献や、人材の育成・キャリアアップにも資するもの。

対象者	三大都市圏内に本社機能がある民間企業に勤務する人材
活動地域	①定住自立圏に取り組む市町村 (近隣市町村を含む) ②過疎地域等の条件不利地域
期間	1~3年
財政措置	年間350万円／人（特別交付税）

※ 経験年数6年未満の場合は1市町村あたり原則異業種2人1組で派遣

### 【地域における企業人の活動事例】

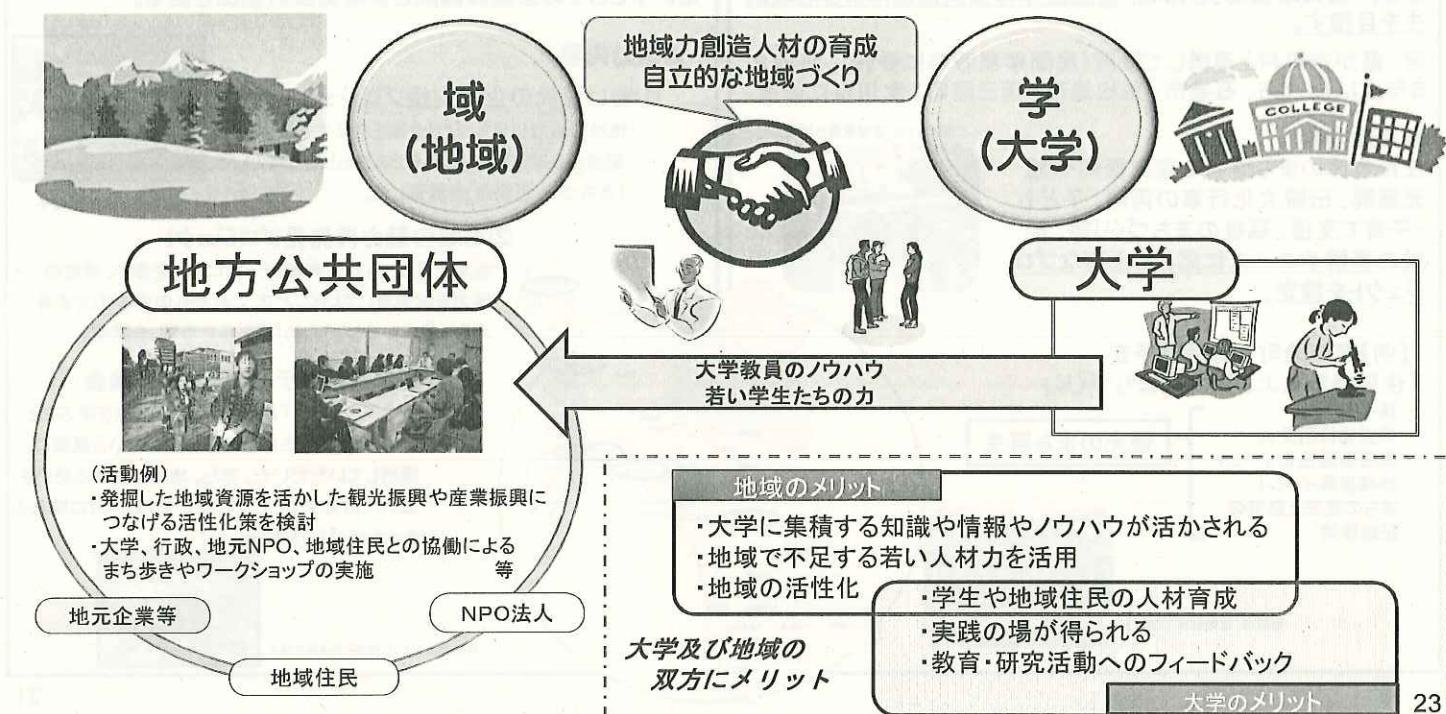
- マーケティング業務経験を生かし、ビッグデータを活用した調査プロジェクトを主導
- 人脈を生かし、企業の医療関連産業参入支援や医療関連産業誘致に従事
- 語学・営業能力を生かし、市のインバウンド誘客活動の中核として海外での観光見本市等で活躍



22

## 「域学連携」地域づくり施策について

- 大学生と大学教員が地域の現場に入り、地域の住民やNPO等とともに、地域の課題解決や地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化や人材育成に資する活動。
- 地方自治体の4割が現在取組。
- 総務省は、地方公共団体が行う「域学連携」の取組に対して特別交付税措置や国費により支援。



23

## 「域学連携」地域活力創出モデル実証事業

H26当初 0.2億円

地域と大学等の連携による取組を長期的に継続するため、サポート等を行う組織づくりを支援する仕組みを構築する。

### 事業の概要

#### ○事業実施者

地方公共団体、大学、地域住民、NPO法人、地元企業等による連携主体

#### ○支援対象事業

「域学連携」の取組を長期的に継続するため、地域において、「域学連携」に取り組み、必要な人員の派遣やコンサルティング、実際の活動のサポート等を担う組織づくりを行う地域を支援するためのプログラムの構築及び具体的事例による実証(モデル実証10箇所程度)

#### ○組織の活動例

- ・地域と大学の間を取り持ち、両者のニーズに応じた適切なマッチングをサポートするとともに、「域学連携」事業の推進をはかる。
- ・学生が地域に入って活動する際のアドバイスを行い、また、事業効果の検証と事業内容への反映をはかる。

「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」

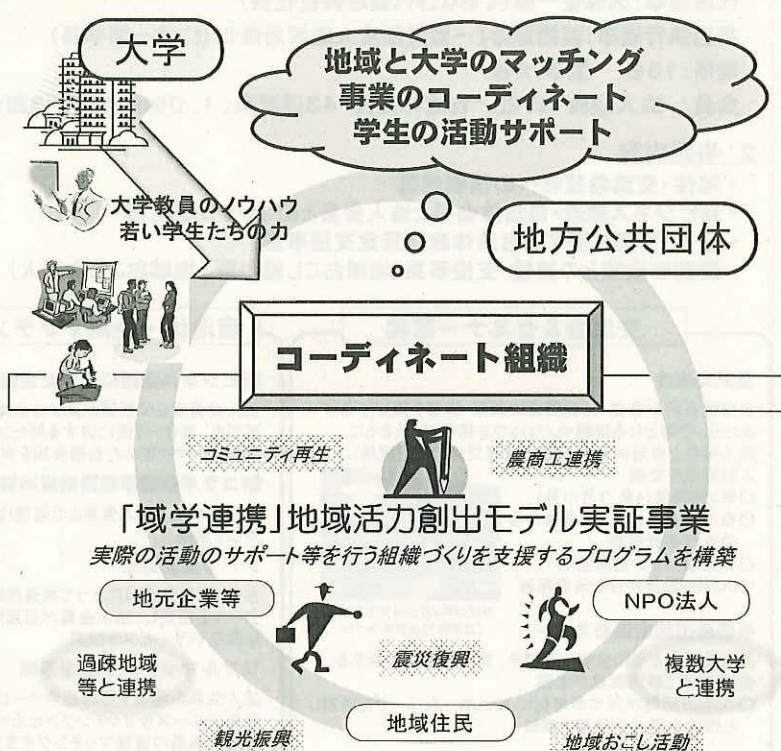
(平成25年6月14日)

4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし

(1) 特色を活かした地域づくり

(都市再生・まちづくり、地域活性化等)

地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルビジネス等を、人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する。



24

## 地域の担い手創造事業

H26当初 0.1億円

### 1. 事業概要

地域活性化の担い手の確保やスキルアップを図るため、担い手育成の先進地における、全国の希望者を対象とした合宿形式の研修を支援し、地域外の受講生を対象とした、担い手育成の継続的な研修のモデルを構築する。

### 2. 実施箇所

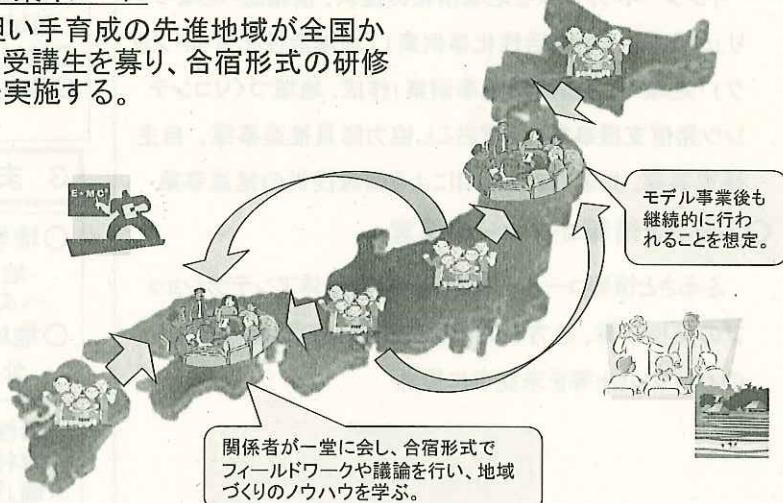
担い手の育成が進んでいる地域、全国3箇所でモデル実証事業を実施する。

### 3. 支援内容

- ・地域外から受講生を募り、合宿形式でフィールドワークや議論を行い、地域づくりのノウハウを伝える研修の実施に要する経費を支援。
- ・1箇所当たり上限280万円。

#### ○事業イメージ

担い手育成の先進地域が全国から受講生を募り、合宿形式の研修を実施する。



25

# 一般社団法人移住・交流推進機構(JOIN)について

## 1 構成 (平成26年4月1日現在)

会長:島田晴雄(千葉商科大学学長)  
代表理事:久保征一郎(ぐるなび代表取締役社長)  
業務執行理事:高橋達雄(一般財団法人地域活性化センター理事長)  
理事:16名 監事:2名  
会員: 法人会員 37社／自治体会員 43道府県、1,099市町村・2組合

(平成26年4月1日現在)

【特別法人会員 9社】  
(株)ALMACREATIONS  
全国賃貸管理ビジネス協会  
日本アジャイルグループ(株)  
【一般法人会員 23社】  
(株)インテリジェンス  
(株)NTTデータ  
(株)価値総合研究所  
(株)共同通信社  
(株)ディスク  
近畿日本ツーリスト(株)  
(株)ミサワホーム総合研究所  
吉本興業(株)  
(株)ぐるなび  
(株)千修  
日本生命保険相互会社  
(株)ウィズアス  
エキサイト(株)  
(株)カンパーランド・ジャパン(株)ぎょうせい  
(株)ジェーシービー  
トヨタ自動車(株)  
全日本空輸(株)  
(株)日本電気(株)  
(株)LINK  
(株)リクルートマーケティングパートナーズ

【地域法人会員 5社】  
NPO法人住んでみたい北海道推進会議  
(株)カルチャーアップフォーセィズンズ  
能登住・交流機構

## 2 事業内容

- ・移住・交流希望者への情報発信
- ・新ビジネス創造・自治体会員と法人会員とのマッチング支援
- ・移住・交流に関する自治体政策策定支援事業
- ・総務省政策との連携・支援事業(地域おこし協力隊、地域おこし企業人)

### 交流会＆セミナー事業

#### 東京交流会

自治体会員が移住・交流関連の政策・施策を策定するにあたり、参考となる情報やノウハウを提供するとともに、法人会員と自治体会員の間の情報交換の場を提供し、人脈形成を支援



○年3回開催(4月/7月/1月)

○自治体会員、法人会員等からの先進事例発表

○総務省からの施策説明

○JOIN事務局からの活動報告

#### 事務局出前講習セミナー

道府県会員からの依頼に基づき、管内市町村が集まる会議の場に事務局員が出張

○JOINの活動状況や市町村にJOINホームページを活用した情報発信の手法等を周知

### 自治体・企業マッチング支援事業

#### 新ビジネス創造に向けた企画・推進事業

法人会員からの要望および自治体会員のニーズに基づき、移住・交流に資する新たな事業の創造に向けて検討テーマを定めた企画会議を実施

#### 新コラボ企画事業費助成事業<タイプA/B>

自治体会員と法人会員との連携による新たな事業に対して助成

#### テーマ別交流会

多くの自治体会員にとって共通課題になっている複数のテーマを設定し、法人会員が課題解決に向けて具体的な商品やサービスを提案

#### リアルマッチング支援事業

法人会員が提供する商品やサービス(シーズ)と自治体会員のニーズをマッチングさせるべく、特定の法人会員と自治体会員の直接マッチングを支援

### 地域おこし協力隊支援事業

#### ポータルサイトの運営

○地域おこし協力隊制度概要

○全国自治体からの隊員募集情報(地域別・カテゴリー別に検索可能)

○地域おこし協力隊の活動事例やブログの紹介

○隊員希望者登録システム

(隊員希望者と受け希望自治体との逆マッチング)

○Web合同説明会

(動画による募集情報発信)

#### 地域おこし協力隊全国合同説明会

「JOIN移住・交流フェア」との同時開催

開催日:(仮)H27年1月18日(日) 東京ビッグサイト

\*H25年度実績:67団体出展 \*移住・交流フェア69団体

隊員定住のための起業・事業化に向けた研修会

\*H25年度実績:H26年3月13日～14日 66名参加

26

## (一財) 地域活性化センターの概要

活力あふれ個性豊かな地域社会を実現するため、ひとづくり、まちづくり等、地域社会の活性化のための諸活動を支援し、地域振興の推進に寄与することを目的とし、全地方公共団体と民間企業・各種団体が一体となって、昭和60年10月1日に設立。平成25年4月1日に一般財団法人へ移行。

会員:地方公共団体(都道府県、市区町村)、民間企業等 1,923団体 (平成26年4月1日現在)

### 1 情報の提供と調査・研究

#### ○地域活性化に関する事例収集及び情報提供

インターネットによる地域情報の提供、情報誌「地域づくり」の発行、「地域活性化事例集」「地域活性化ガイドブック」「地域づくり団体活動事例集」作成、地域づくりコンテンツ発信支援事業、地域おこし協力隊員推進事業、自主研究事業、先端ICT利活用による情報提供の推進事業

#### ○ふるさと情報コーナーの運営

ふるさと情報コーナー運営事業、自治体アンテナショップの支援事業、地方公共団体の観光・催事・地域産品等のパンフレット等を来訪者に提供

### 2 研修・交流

#### ○全国地域リーダー養成塾の運営

#### ○地域再生を担う人材育成の推進

地域再生実践塾、地域再生実践フォーラム

#### ○地域活性化フォーラムの開催

○地方成功の人材マッチングによる土日集中セミナーの開催

### 3 まちづくり助成等支援

#### ○地域おこし及び地域イベントの助成・支援

地域産品・観光おこし促進支援事業の実施、地域イベントへの助成・支援、ふるさとイベント大賞の表彰

#### ○地域づくり助成事業

公共スポーツ施設等の利活用の促進に対する助成、スポーツによる地域振興に対する助成、移住・交流による地域活性化に対する助成、地域づくりアドバイザー事業、被災市町村における地域の元気創造に対する助成、「地域づくり計画」策定業務等への支援

#### ○地域づくり団体への支援

27

## 【地域振興室関係】

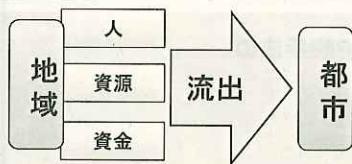
### 公民連携によるまちなか再生事例 実証研究事業

H26当初: 0. 2億円

#### 事業目的

コミュニティが主体となり、コミュニティと行政の連携によって、衰退している地方の中小都市の「まちなか」を活性化し、「まちなか」が有する暮らしに不可欠な都市機能を維持させる方策を実証研究する。

#### 解決すべき課題



#### 地方の中小都市の「まちなか」

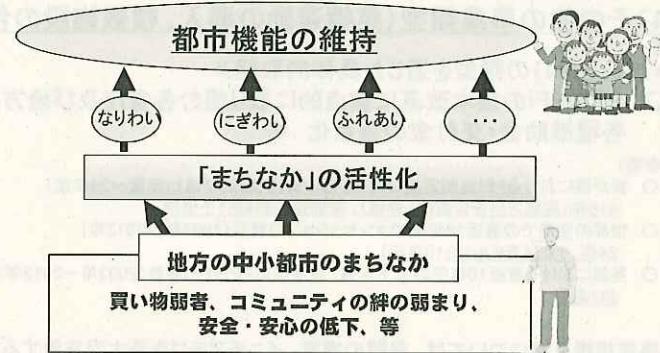
「まちなか」から商業集積をはじめとした都市機能が喪失することにより周辺地域を含めた暮らしの水準が低下するおそれ。

コミュニティが主体となり、公民が連携して「まちなか」を持続的に活性化させ、暮らしに不可欠な都市機能を維持するモデルを創造

#### 事業イメージ



まちなかの空き店舗を活用した地元産品の産直市(熊本県荒尾市)



28

## 地域における生活支援サービス提供等の調査研究事業

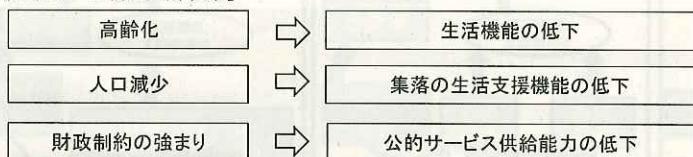
H26当初: 0. 3億円

#### 施策概要

##### 【目的】

高齢化により生活機能が低下し、人口減少により地域の支援機能も低下している状況下で、コミュニティビジネスを活用しながら生活支援サービスを継続的に展開する取り組みをモデル事業として調査し、持続可能な課題解決モデルを提案する。

##### 【解決すべき課題と解決策】



生活支援サービスの潜在的なニーズの高まり

地域住民の協力の下に、コミュニティ・ビジネスの手法を活用することにより、持続可能な生活支援サービス提供モデルを創造

#### 事業例

##### 買い物支援事業



**【概要】**  
● 住民の買い物ニーズを集約して商品配達。地域の集会所まで配達する。

##### ポイント

➢ あえて集会所まで出てくる機会を作ることで孤立化を防止。コミュニティの活性化。

##### 住民による地域商店・移動販売事業

##### 【概要】

● 撤退したスーパー跡地を活用して地域住民が交流型拠点スーパーを運営。移動販売事業も展開。

##### ポイント

➢ スーパーの撤退により、買い物に不自由するという住民ニーズに対し、地域住民が自ら活動を開始。  
➢ 地域の交流拠点としての役割。

##### 配食サービス事業



**【概要】**  
● NPO法人が、地域の住民協議会等と協力しながら配食サービスを実施。

##### ポイント

➢ 全体のニーズを集約。  
➢ 耕作放棄地を活用して栽培した野菜を使うなど、住民の複合的なニーズにも対応。

##### 住宅周辺環境整備事業



##### 【概要】

● 住民のニーズに基づき地域共助組織による雪おろし支援。

##### ポイント

➢ 近隣有志の空き時間を活用。  
➢ 除雪活動だけでなく、見守り支援、買い物支援も複合的に展開。

29

## PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン（概要）

民間と地域の双方にとって魅力的なPPP／PFI事業として、今後10年間(平成25～34年)で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおり。

### (1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業 : 2～3兆円

＜具体的取組＞

- 空港、上下水道事業における運営権制度の積極的導入 等

### (2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等 : 3～4兆円

＜具体的取組＞

- 高速道路(特に大規模改修が必要な首都高)など、公共施設の維持・更新にPPP的手法の導入検討 等

### (3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業 : 2兆円

＜具体的取組＞

- 民間提案に係るガイドラインの発出や提案窓口の整備
- 政府横断的な案件形成支援のため、英国のInfrastructure UKを参考とした官民連携体制の構築 等

### (4) その他の事業類型(業績連動の導入、複数施設の包括化等) : 3兆円

＜(1)～(4)の類型を通じた具体的取組＞

- PPP/PFIの抜本改革に重点的に取り組む各省庁及び地方公共団体に対する適切な評価を踏まえた各種補助金・交付金の重点化 等

(参考)

- 我が国におけるPFI法制定後のPFI事業の実施状況(平成11年度～24年度)  
418件(実施方針を公表した件数)、契約金額約4兆1千億円
- 世界の空港での直近18年間のコンセッションの状況(1995年～2012年)  
24件、1,074万ドル(約10兆円)
- 英国における直近10年間の上下水道、空港等のPPP/PFI事業(2003年～2012年)  
約2兆円

10～12  
兆円\*

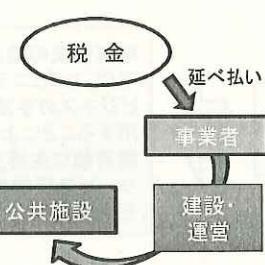
※事業規模目標については、民間の提案、イニチアチブを最大限尊重することから、具体的な事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定したものである。

30

## PPP/PFIの抜本改革

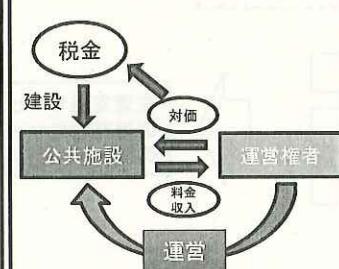
：民間投資

### 延べ払い型PFI事業 (従来型)



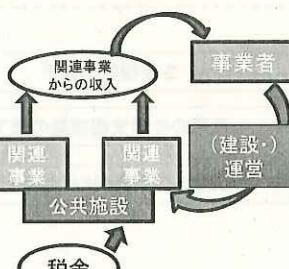
100%公的負担

### 公共施設等運営権制度 を活用したPFI事業 (平成23年法改正)



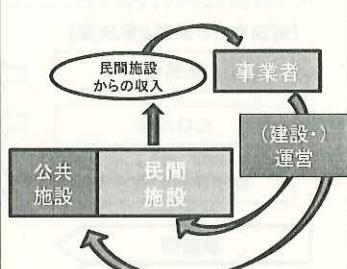
建設費>対価の場合は、  
差額部分が公的負担

### 収益施設の併設など利用 料金等で費用を回収する PFI事業等



関連事業からの収入に  
より、公的負担を軽減

### 公的不動産の有効活用 など民間の提案を 活かしたPPP事業



(公共施設も民間が提案)  
民間施設の収益によっては  
公的負担を限りなくゼロに  
することが可能

民間の創意工夫・シナジー効果

31

# (一財) 地域総合整備財団(ふるさと財団)事業について

## 1 ふるさと財団とは

- 財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)は、地域における民間能力の活用、民間部門の支援のため、都道府県、政令指定都市の出捐による財団法人として昭和63年に発足。平成26年4月1日に一般財団法人へ移行。
- 地方自治の充実強化のため、地方公共団体との緊密な連携の下で、地方公共団体が実施する長期資金融資の支援、民間能力を活用した地域の総合的な振興・整備に資する業務の実施等によって、公民連携による地域振興を推進する。

## 2 関連する主な事業概要

### ○ 地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)

地域振興に資する民間投資を支援するために、都道府県及び市町村が実行する長期無利子資金貸付の利活用を促進。

### ○ 地域産業の創出・育成への支援

地域企業の新技術開発や新商品開発等を支援するため、新技術・地域資源開発補助事業を実施。

### ○ 公民連携への支援

- ・PFI推進に資するため、公共施設マネジメントに関する調査研究事業を実施。
- ・指定管理者制度等公民連携事例に関する調査研究事業を実施。

### ○ 地域再生への支援

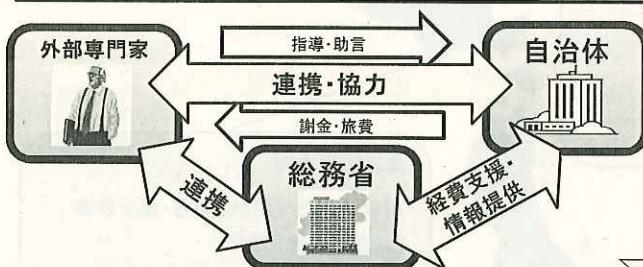
- ・地域再生マネージャー等外部の専門家の派遣、マニュアルの作成や短期診断の実施などの支援を行う「新・地域再生マネージャー事業」を実施。
- ・専門家のコーディネートや委託契約に要する費用の一部助成の実施により、まちなか再生に取組む地域を支援する「まちなか再生総合プロデュース事業」を実施。
- ・ICTを活用した複数市町村の連携、または地域における行政、企業、住民、大学、NPO等の連携による地域再生を支援する「e—地域連携推進事業」を実施。

活力と魅力ある地域づくりの推進

32

## 【人材力活性化・連携交流室関係】「外部専門家(アドバイザー)」制度について

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について総務省が支援



### 外部専門家招へい事業(特別交付税措置)

市町村が、外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上(※1)招へいし、地域活性化の取組を実施する場合、取組に要する経費に対し特別交付税措置。

【対象経費】外部専門家及び外部専門家の活動を支援する者(※2)に対する旅費・謝金(報償費)、ワークショップ等に係る経費(印刷費、車両・会場借上費に限る。)先進市町村職員の場合旅費のみ

【上限額等】財政力指数等により以下に示す額を上限額とし、1~3年間を活用期間とする。なお、当面、1市町村につき1回に限る。

※1 日帰りの場合は1回あたり6時間程度を確保すること。

※2 地域人材ネット登録者もしくは外部専門家に準ずる指導を行うことができる者

### 外部専門家の紹介

#### ○ 地域人材ネット

地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員(課)を「外部専門家(地域力創造アドバイザー)」としてデータベース(地域人材ネット)に登録。平成26年3月現在、民間専門家(239名)、先進市町村で活躍している職員(34名(組織を含む))を登録。(計273名)(<http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>)

外部人材の  
活用

### 外部専門家活用調査

地域おこし協力隊など地域外の人の定住を促進し、地域活性化を図ろうとする市町村に対し、総務省が外部専門家を派遣し、モデル的取り組みを支援

H23	8団体
H24	9団体
H25	7団体
H26	5団体程度

【支援額】財政力指数等により1市町村あたり250~500万円

【選定条件】

- ・外部専門家の現地指導が年間延べ10日以上計画されていること
- ・地域おこし協力隊員等との協働の取組であること
- ・住民、地域団体・行政等、幅広い横断的な取組を目指すこと等

【スケジュール】

募集(予算成立後)、事業実施(4月~)、中間報告(12月)、最終報告(3月)

○ 地域力創造セミナーの開催

外部専門家等を講師として先進事例やノウハウ等を全国に紹介

地域力創造のための起業者定住促進モデル事業(26年度予算 37,827千円)

33

外部専門家 活用区分	財政力指数全国平均 (H22~24=0.49)	1市町村当たり上限額(千元)		
		初年度	第2年度	第3年度
民間専門家等 活用	平均以下の市町村	5,600	3,500	2,100
	平均超の市町村	2,800	1,750	1,050
先進市町村職員 (組織)活用	平均以下の市町村	2,400	1,500	900
	平均超の市町村	1,200	750	450

# 地域力創造のための起業者定住促進モデル事業

～地域力創造アドバイザーによる外部人材定住モデルの構築～

(平成26年度予算 37,827千円)

総務省「地域人材ネット」  
(各分野のスペシャリストを登録)  
※H26.3現在 273名・組織



地域力創造アドバイザー



地域に派遣

地域力創造セミナーの実施  
先行モデルを全国に紹介 (東京開催、地方開催を数回)



## 各地域で先行モデルを実際に構築 (10日以上の現地指導)

自治体  
住民  
地域団体  
外部人材  
(地域おこし協力隊など)

協働

- 特産品の試作づくり
- 市街地再生プラン
- 異業種連携の事業化企画(6次産業化)
- 空き家活用プラン

24年度	9市町村 (うち離島3、岩手2、福島1)
25年度	7市町 (うち離島1)
26年度	5団体程度を予定

## 外部人材の1ターン(定住)に向けた環境整備へ

34

### 平成25年度 対象市町村及び派遣外部専門家(7団体)



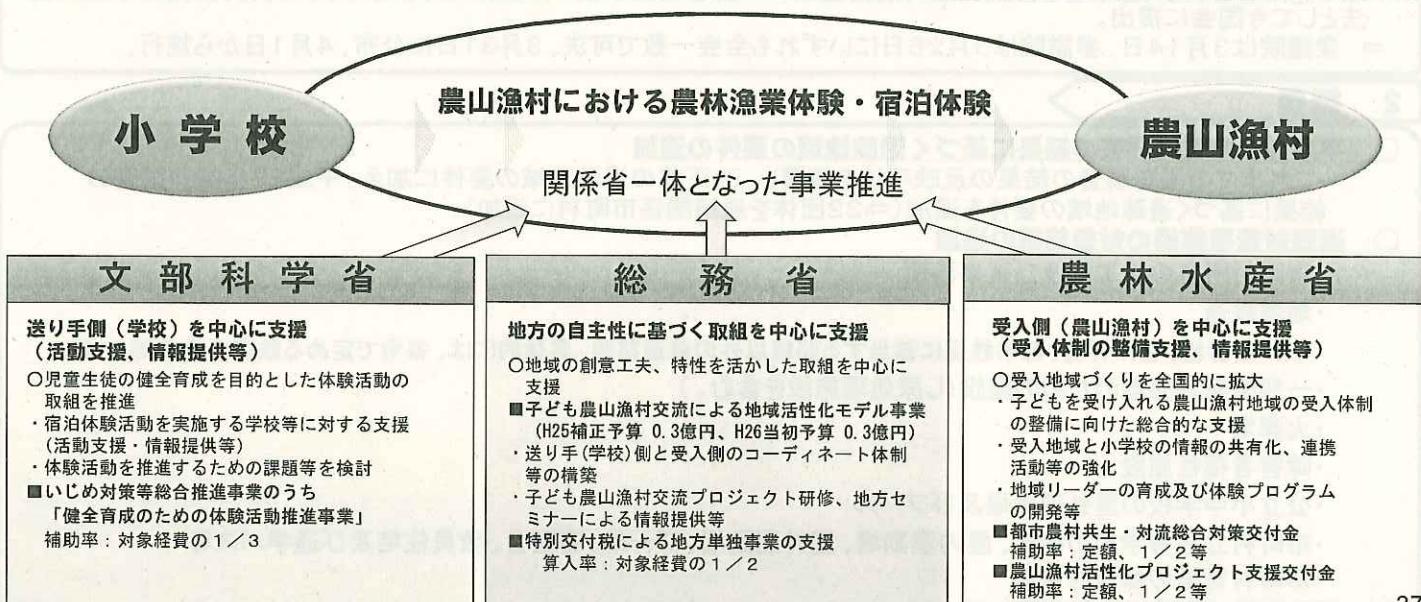
35

# 地域力創造のための起業者定住促進モデル事業 取組事例

<p><b>福島県塙町</b></p> <p><b>外部専門家</b> (株)カルチャーアップフォーシーズンズ 代表取締役 中島 淳氏</p> <p><b>【概要】</b> 中山間地域の矢塚集落の活性化のため、閉校した矢塚分校を特産品開発や交流の拠点として整備・活用する取組を実施。道の駅の組織見直しと今後の運営等について検討。</p> <p><b>【ポイント】</b> 外部専門家が地域おこし協力隊の募集前段階から関わり、地域住民との信頼関係を構築しながら隊員の活動環境づくりを行った。道の駅の運営に対して、外部者の視点で助言。</p> <p><b>【成果】</b> 矢塚集落において月1回の集会(じゅうご会)を開催し、地域内の交流を促進。道の駅の課題等を明確化して、関係者の取組に対する気運を醸成。ブログ等による情報発信により、地域外との交流を促進。</p>	<p><b>滋賀県湖南市</b></p> <p><b>外部専門家</b> ビズデザイン(株) 代表取締役 木村 乃氏</p> <p><b>【概要】</b> 自然エネルギーの活用、アートを活用した福祉ツーリズム、特産品開発による地域ビジネスの確立の3事業の連携による地域内循環を実現するため、担い手の育成と仕組みづくりを実施。</p> <p><b>【ポイント】</b> 外部専門家のほかに役割に応じて外部協力者を複数招へい。地域おこし協力隊の役割や活動についての表面的な指導にとどまらず、各隊員の考え方等を深掘りして目標等が明確となるように指導。</p> <p><b>【成果】</b> フェイスブックを活用し活動内容を広く情報発信することにより、物産販売施設「こなんマルシェ」の来訪者が増加。まちづくり協議会等の地域の担い手との交流により、地域資源を再確認。</p>
<p><b>島根県邑南町</b></p> <p><b>外部専門家</b> NPO法人農家のこせがれネットワーク 代表取締役 宮治 勇輔氏</p> <p><b>【概要】</b> 町の重点施策「A級グルメ立町」の実現に向けて、食と農業を軸とした地域ブランドの形成による産業振興を進めるため、耕すシェフ(地域おこし協力隊)のキャリア形成と町内生産者の誇りを醸成する取組を実施。</p> <p><b>【ポイント】</b> 耕すシェフの相談役として、目標管理シートの作成や面談を実施。起業に向けた隊員の方向性等について個別指導。イベント等で地域素材の掘り起こしを指導。</p> <p><b>【成果】</b> 耕すシェフの地域での役割が明確になり、産業振興や定住に向けた意識が向上。地域資源に関する情報発信力の向上により、地域食材の新たな販路が構築され、農産物の販売力が強化。</p>	<p><b>長崎県対馬市</b></p> <p><b>外部専門家</b> (株)マインドシェア 九州のムラへ行こう編集長 養父 信夫氏</p> <p><b>【概要】</b> 地域おこし協力隊の任期終了後の定住定着・雇用創出を見据えた素地づくりを指導。地域おこしへの理解促進と担い手育成のため、学生等を対象とした「島おこし実践塾」を開催。滞在型観光と特産品開発を推進。</p> <p><b>【ポイント】</b> 地域おこし協力隊などの関係者が、外部専門家の指導を効果的に共有できるよう連絡体制等を構築。効率的な指導のため、事前に相談事項等を整理するなど準備。</p> <p><b>【成果】</b> 島おこし実践塾の開催により、地域おこし人材の予備軍を育成。地域おこし協力隊の活動が各所で取り上げられ、活動に対する共感者の移住や定住への関心が高まっている。</p>
<p><b>島根県邑南町</b></p> <p><b>外部専門家</b> NPO法人農家のこせがれネットワーク 代表取締役 宮治 勇輔氏</p> <p><b>【概要】</b> 町の重点施策「A級グルメ立町」の実現に向けて、食と農業を軸とした地域ブランドの形成による産業振興を進めるため、耕すシェフ(地域おこし協力隊)のキャリア形成と町内生産者の誇りを醸成する取組を実施。</p> <p><b>【ポイント】</b> 耕すシェフの相談役として、目標管理シートの作成や面談を実施。起業に向けた隊員の方向性等について個別指導。イベント等で地域素材の掘り起こしを指導。</p> <p><b>【成果】</b> 耕すシェフの地域での役割が明確になり、産業振興や定住に向けた意識が向上。地域資源に関する情報発信力の向上により、地域食材の新たな販路が構築され、農産物の販売力が強化。</p>	<p><b>長崎県対馬市</b></p> <p><b>外部専門家</b> (株)マインドシェア 九州のムラへ行こう編集長 養父 信夫氏</p> <p><b>【概要】</b> 地域おこし協力隊の任期終了後の定住定着・雇用創出を見据えた素地づくりを指導。地域おこしへの理解促進と担い手育成のため、学生等を対象とした「島おこし実践塾」を開催。滞在型観光と特産品開発を推進。</p> <p><b>【ポイント】</b> 地域おこし協力隊などの関係者が、外部専門家の指導を効果的に共有できるよう連絡体制等を構築。効率的な指導のため、事前に相談事項等を整理するなど準備。</p> <p><b>【成果】</b> 島おこし実践塾の開催により、地域おこし人材の予備軍を育成。地域おこし協力隊の活動が各所で取り上げられ、活動に対する共感者の移住や定住への関心が高まっている。</p>

## 子ども農山漁村交流プロジェクト

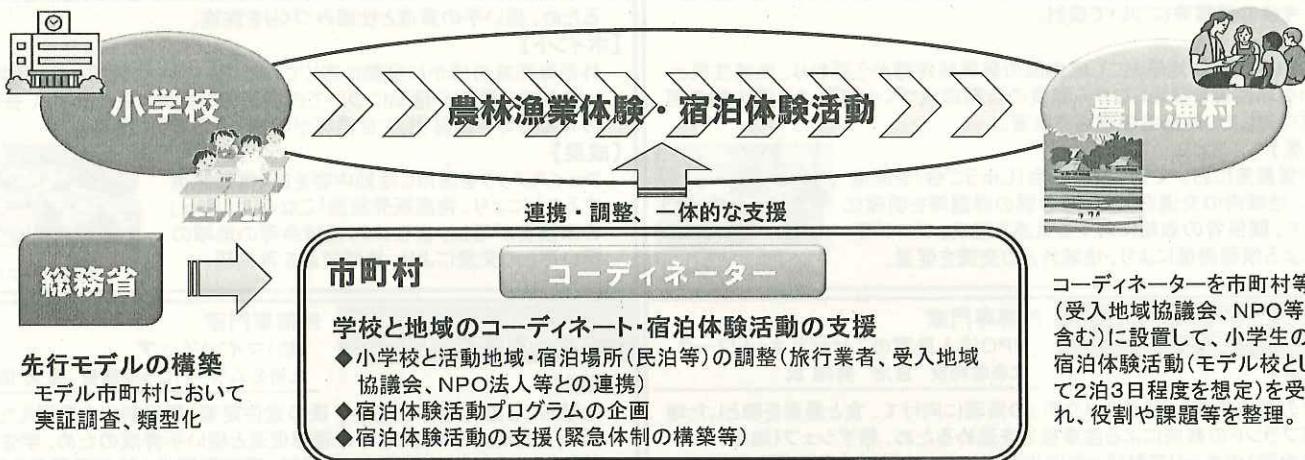
- 意義** ・農山漁村での様々な体験を通じた子どもたちの生きる力の育成。  
・「コミュニケーション能力」、「自主性・自立心」「学習意欲」などが向上。  
・都市と農山漁村の交流を創出することによる農山漁村地域の再生や活性化。
- 内容** ・小学校の児童が行う宿泊体験活動。  
・農山漁村での自然体験や農林漁業体験等を行う機会が確保されているもの。
- 目標** ・平成25年度において、全国の小学校の一学年規模が体験活動をすることを目指す。



# 子ども農山漁村交流による地域活性化モデル事業

H25補正予算	30百万円
H26当初予算	30百万円

小学校における農山漁村での宿泊体験活動（「子ども農山漁村交流プロジェクト」総務省、文部科学省、農林水産省の連携事業）の推進にあたり、受入側の農山漁村では高齢化等により受入体制の整備に必要なマンパワーの不足など様々な課題が見られるようになっている。一方、送出側の小学校では、教員の負担増が大きな課題となっており、受入地域との十分な調整、宿泊体験の実施が困難になっている。このようなことから、外部人材等を積極的に活用することにより、送出側と受入側のコーディネートや宿泊体験活動を支援する体制を構築する。



予算	平成25年度補正予算	平成26年度当初予算
対象	新たに小学生の宿泊体験活動の受入れに取り組む市町村（過去に小学生の受入実績があるが取組が中断している市町村を含む）において実施。	既に小学生の宿泊体験活動の受入れに取り組んでいる市町村であり、コーディネーターを活用した推進体制の構築を検討している市町村において実施。
対象 経費	1市町村あたり 270万円上限×9団体 ・コーディネーター報酬等 200万円上限 ・コーディネーター経費（旅費、需用費、研修費等） 30万円上限 ・モデル校活動費（宿泊費、バス借上料、保険料等） 40万円上限	1市町村あたり 250万円上限×9団体 ・コーディネーター報酬等 200万円上限 ・コーディネーター経費（旅費、需用費、研修費等） 50万円上限

38

## 【過疎対策室関係】

### 過疎地域自立促進特別措置法の改正等の概要について

#### 1 主な経緯

- 平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年の法改正により法期限が平成28年3月末日まで延長され、さらに平成24年の法改正により平成33年3月末日まで再延長された。
- 平成22年の法改正の際、衆参総務委員会の決議等において、改正法施行後3年を目途として、平成22年の国勢調査の結果及び地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずることとされた。
- これを受け、会派間で現行法の見直しに向けた協議が重ねられた結果、  
以下を内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」がとりまとめられ、委員長提案の議員立法として今国会に提出。  
⇒ 衆議院は3月14日、参議院は3月26日にいずれも全会一致で可決、3月31日に公布、4月1日から施行。

#### 2 概要

- 平成22年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加
  - ・これまでの国勢調査の結果の反映手法を踏襲し、改正前の過疎地域の要件に加え、平成22年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加（⇒22団体を過疎関係市町村に追加）
- 過疎対策事業債の対象施設の追加
  - ・市町村所有の貸工場及び貸事務所
  - ・地域鉄道
    - ※ 新幹線、在来幹線、都市鉄道に該当する路線以外の鉄道路線。具体的には、省令で定める鉄道事業者等91社。
    - ・一般廃棄物処理のための施設（し尿処理施設を含む。）
  - ・火葬場
  - ・障害者福祉施設
  - ・公立小中学校の屋外運動場及びプール
  - ・市町村立高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、プール、寄宿舎、教員住宅及び通学バス等
  - ・市町村管理の都道府県道
- 施行期日は平成26年4月1日

39